

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第32号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成26年1月29日（水） 21時00分ごろ
発生場所	島根県浜田市大桂島 <sup>おおかつら</sup> 北西方沖 浜田市所在の馬島灯台から真方位041° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 55.5′ 東経132° 04.1′）
事故等調査の経過	平成26年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 智清丸 <sup>ともきよ</sup> Ⅱ、2.68トン
船舶番号、船舶所有者等	272-23731島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープ1本が切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、船長が操舵に就き、GPSプロッターを見ながら見張りに当たり、「大桂島北西方沖の定置網」（以下「本件定置網」という。）に接近していたので、同乗者を見張り員として右舷と左舷にそれぞれ就け、浜田市樽漬湾 <sup>たるづけ</sup> に向けて南東進した。 船長は、左舷の見張り員からブイが見えるとの報告を受けたので、2～3ノットの対地速力に減速したが、平成26年1月29日21時00分ごろ本件定置網に乗り入れ、本件定置網のロープがプロペラ翼に絡まって動けなくなった。 船長は、海上保安庁に通報して救助を要請し、その後、定置網操業会社所属の漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	本件定置網は、島根県知事が許可した公示番号「定第33号」と称する区画内に設置され、三角形の区画の各頂点には、海面上約3mの位置に約1m四方の赤色の旗及び標識灯を付けたブイがそれぞれ設置されていた。 船長は、本件定置網の存在を知っていたので、GPSプロッターにその位置を入力する準備をしていたが、入力せずに出港した。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大桂島北西方沖を南東進中、船長が本件定置網に接近したことから、本件定置網に進入し、本件定置網を損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大桂島北西方沖を南東進中、船長が本件定置網に接近したため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッターに定置網の位置を入力するなどし、航行の安全を確保すること。</li> </ul>